

細目協定書(区画番号①)

東京都立中央・城北職業能力開発センター赤羽校の自動販売機設置に関し、円滑な運用をはかるため、下記の処理条件によりおこなうこと。

1 設置自動販売機

缶・ペットボトル飲料自動販売機

2 設置期間

令和8年3月2日から令和12年7月31日

3 清潔衛生の原則

自動販売機設置者は、賞味期限に留意して商品の入れ替えをすること。その際は、清潔で衛生的に行うこと。

4 機器および設置場所周辺の整備

自動販売機設置者は、機器庫内外の清掃・点検整備を週1回以上行うこと。また、有蓋の廃棄物容器を備え、使用済みの缶・ペットボトル等の回収を週1回以上適切に行い周辺の衛生管理に努めること。

5 光熱水費の負担

自動販売機設置者は、電気設備の使用経費を負担するものとし、当校の発行する納入通知書により当該金額を、指定の日までに納入すること。

(電気料金)

$$\text{使用財産の} = \frac{\text{親メーターの}}{\text{月額電気料金}} \times \frac{\text{子メーターの表示する月間消費電力量}}{\text{月額料金}} \times \frac{\text{親メーターの表示する月間消費電力量}}{\text{親メーターの表示する月間消費電力量}}$$

6 自動販売機には設置者名・設置場所を表示すること。

7 自動販売機の故障の修理及びつり銭の補充は速やかに行うこと。

8 定めのない事項については、必要に応じて双方の協議の上処理することとする。 なお、この協定書は2通作成し、甲乙それぞれが記名捺印の上、その1通を保管するものとする。

令和 8 年 月 日

甲 東京都北区西が丘三丁目13番16号
東京都立中央・城北職業能力開発センター赤羽校
校 長

乙